

令和5年度上半期 長生村の家計簿

みなさんが納めた税金、国や県からの交付金などが、どのように使われているかを
知っていただくために、村では年2回、収入・支出の状況をお知らせしています。
今回は令和5年度上半期(令和5年9月30日現在)です。

問合せ 企画財政課 ☎0475(32)4743

一般会計の状況

収入 予算現額 70億3,706万円 収入済額 33億1,867万円(収納率47.2%)

予算現額
収入済額(収納率)

◆税金	みなさんが村に納める税金	16億3,897万円 10億2,263万円(62.4%)
	村民税	みなさんが所得などに応じて納める税金 6億4,955万円 3億7,450万円(57.7%)
	固定資産税	土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金 8億957万円 5億4,017万円(66.7%)
	その他	軽自動車税、たばこ税などの税金 1億7,985万円 1億795万円(60.0%)
◆地方交付税	村の財政力に応じて国から交付されるお金	17億円 12億8,016万円(75.3%)
◆譲与税・各種交付金等	国から譲与・交付されるお金	4億3,020万円 2億3,177万円(53.9%)
◆国・県支出金	事業など特定の目的の財源として国や県から交付されるお金	11億3,935万円 2億8,684万円(25.2%)
◆使用料および手数料	証明書などの発行手数料や村の施設の利用料などのお金	8,380万円 6,824万円(81.4%)
◆負担金および分担金	事業を行うにあたって、関係のある人が負担するお金	2,912万円 1,588万円(54.5%)
◆借入金	大きな事業を行うために借り入れるお金(村債)	6億4,210万円
◆繰越金	前年度から繰り越されたお金	9,317万円 3億1万円(322.0%)
◆その他	財産収入、寄附金、繰入金、諸収入などのお金	12億8,035万円 1億1,314万円(8.8%)

支出 予算現額 70億3,706万円 支出済額 26億878万円(執行率37.1%)

予算現額
支出済額(執行率)

◆民生費	老人福祉や児童福祉、子ども園の運営など福祉全般に使ったお金	18億3,935万円 8億7,150万円(47.4%)
◆総務費	村の総括的な事務に使ったお金	10億3,301万円 3億2,447万円(31.4%)
◆教育費	学校運営や文化会館・交流センターなど教育全般に使ったお金	12億5,990万円 2億3,676万円(18.8%)
◆土木費	道路や水路、公園などの整備に使ったお金	10億5,379万円 4億1,876万円(39.7%)
◆衛生費	予防接種や検診・環境美化などに使ったお金	6億1,145万円 2億5,196万円(41.2%)
◆公債費	村の借り入れ(村債)の返済に使ったお金	4億7,505万円 1億9,396万円(40.8%)
◆消防費	消防、防災施設整備に使ったお金	3億1,754万円 1億4,101万円(44.4%)
◆農林水産業費	農林業や水産業に使ったお金	2億8,692万円 1億474万円(36.5%)
◆その他	議会運営や商工業などに使ったお金	1億6,005万円 6,562万円(41.0%)

特別会計の状況 (特定の事業や特定の資金を運用・管理するための予算)

特別会計の名称	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	執行率
国民健康保険	17億7,990万円	8億9,378万円	50.2%	6億4,194万円	36.1%
介護保険	13億5,881万円	8億445万円	59.2%	6億523万円	44.5%
後期高齢者医療	2億1,050万円	8,219万円	39.0%	4,815万円	22.9%

公営企業会計の状況 (地方公営企業法の適用を受け、料金収入などでサービスを行う企業性格の強い予算)

公営企業会計の名称		収入			支出		
		予算現額	収入済額	収納率	予算現額	支出済額	執行率
公共下水道事業	収益的収支	6億6,344万円	3億1,197万円	47.0%	5億2,316万円	8,266万円	15.8%
	資本的収支	3億7,573万円	2,070万円	5.5%	8億1,854万円	1億9,834万円	24.2%

※令和4年度から繰り越した事業費(一般会計3億7,725万8,940円、公共下水道事業会計1億2,418万8,500円)を含む。

家屋を取り壊したときは届け出を

問 税務課 ☎0475 (32) 2113

老朽化等の理由で家屋を取り壊した場合には手続きが必要です。必ず取り壊した年の年末までに手続きをしてください。

登記済みの家屋

法務局で滅失登記をしてください。滅失登記が完了すると法務局から村へ通知されますので、村での手続きは不要です。

未登記の家屋

税務課へ「家屋滅失届」を提出してください。この届出によって現地確認を行った後に、家屋の滅失として処理します。「家屋滅失届」は税務課窓口で配布しています。

注意事項

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。そのため家屋を取り壊した翌年度から課税されなくなります。月割で還付することはできません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が上がる場合があります。



味噌づくりに関する加工場の予約抽選会

問 産業課 ☎0475 (32) 2114

日 時 11月20日(月)

受付時間 午前9時から

受付場所 役場3階会議室

※抽選会当日は、代表者1名でお越しください。

予約枠に空きがある場合は、抽選会後でも予約は可能です。

※長生村ホームページで事前に候補日の確認をしてください。



加工場の利用料は下記の料金表のとおりです。

施設名	区 分	金 額
尼ヶ台農産物加工場	味噌加工 (3日間利用)	6,000円



台風第13号の大雨に伴う水道料金等減免のお知らせ

問 下水環境課 ☎0475 (32) 2494

台風第13号の接近に伴う大雨の被災者に対し、水道料金・下水道使用料・生活排水処理施設使用料の減免措置があります。

減免には、村が発行する罹災証明書または被災証明書の写しを添えて申請が必要となります。

問合せ 【罹災証明書または被災証明書】 長生村役場 税務課 ☎0475 (32) 2113

【水道料金】 長生郡市広域市町村組合 水道部業務課 ☎0475 (23) 9482

【下水道使用料・生活排水処理施設使用料】 長生村役場 下水環境課 ☎0475 (32) 2494

【11月15日】狩猟期間開始



狩猟者はマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。野外で活動する人は、目立つ服装をしたり、ラジオを携帯するなど、事故防止の対策を行いましょう。

狩猟期間 11月15日(水)～令和6年2月15日(木)

問合せ 長生地域振興事務所地域環境保全課 ☎0475 (26) 6731

千葉県環境生活部自然保護課 ☎043 (223) 2972



令和6年度 こども園新規入園申込み受付



問 子ども教育課 ☎0475 (32) 2117

令和6年度こども園新規入園(途中入園希望者を含む)申込みの受付を行います。
希望する認定区分を確認のうえ、下記のとおりお申込みください。

	1号認定 【教育認定】	2号認定 【保育認定】	3号認定 【保育認定】
R6. 4. 1時点の年齢 保育必要の有無	3歳以上で保育を 必要としない子ども	3歳以上で保育を 必要とする子ども	3歳未満で保育を 必要とする子ども
書類配付	10月16日(月)～11月16日(木)(土日祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 子ども教育課(保健センター内)または各こども園		
受付日	11月11日(土) ※都合が悪い場合は、事前に子ども教育課へ ご連絡ください。		11月6日(月)～17日(金) (土日を除く)
受付時間	午前9時～午前11時30分		午前8時30分～午後5時15分
受付場所	高根こども園 ※保育士と面談を行いますので、 お子さま同伴のうえお越しください。		子ども教育課 (保健センター内)
提出書類	①長生村教育・保育給付認定申請書(兼保育施設等利用申請書) ②こども園入園申込に関する家庭状況書		
	③保育を必要とする書類 (就労証明書、求職活動状況申立書等)		

学童保育

令和6年度 学童保育所入所申込み受付中

問 子ども教育課 ☎0475 (32) 2117

令和6年度学童保育所入所(途中入所希望者を含む)申込みの受付を行っていますので、
下記のとおりお申込みください。

入所資格	村内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で、 昼間常に保護者(親またはこれに代わる者を含む)が 就労等により不在のため保育できない家庭の児童
書類配付	10月16日(月)から開始しています 子ども教育課(保健センター内)または各学童保育所
受付日時	10月16日(月)～11月30日(木)※土日祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分
受付場所	子ども教育課(保健センター内)
提出書類	①学童保育所入所申請書(通年または短期) ②保育を必要とする書類(就労証明書、求職活動状況申立書等)



Jアラート 全国一斉緊急情報伝達試験

問 総務課 ☎0475 (32) 2111

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達訓練が全国一斉に行われます。

訓練実施日時

11月15日(水) 午前11時頃

訓練で行う試験放送

- ① 上りチャイム音
- ② 「これは、テストです」×3回
- ③ 「こちらは、ぼうさいちょうせいです」
- ④ 下りチャイム音

※有事の際は、延期または中止となる場合があります。



ベビーマッサージ教室 参加者募集

問 健康推進課 ☎0475 (32) 6800

産後のママは育児・家事と忙しい毎日を過ごしていると思います。この教室はママと赤ちゃんがリラックスしながら、楽しい時間を過ごせることを目的として開催します。産後ヨガや骨盤体操なども行います。対象児は2ヵ月頃から伝い歩きをする頃までの乳児です。伝い歩きをするまでの時期であれば、今後も繰り返し参加できます。ご予約の上ご参加ください。

日 時 11月21日(火)
受 付 午後1時15分～午後1時30分
開 催 午後1時30分～午後3時



健康ポイントをためよう！

問 健康推進課 ☎0475 (32) 6800

村では、健康ポイント事業を実施しています。特定健診・がん検診等の受診、介護予防教室への参加、健康づくりに関するイベント・教室への参加をすることで健康ポイントがたまり、たまったポイントは協賛店でサービスが受けられる「ち〜バリュ〜カード」や「記念品(クオカード)」と交換することができます。

対象者 18歳以上で長生村に住所のある方

ポイント付与期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

参加方法

ステップ1 申請用台紙をもらおう！

健康推進課(保健センター)窓口で、長生村ポイント事業申請用台紙を受け取ります。
村ホームページからダウンロードすることもできます。

ステップ2 ポイントをためよう！

ポイント対象事業に参加したり、健康のために取り組む目標を自分でカードに記載し実行することでポイントがたまります。詳細は健康ポイント対象事業一覧をご覧ください。

ステップ3 ためたポイントを交換しよう！

ポイントがたまると、「ち〜バリュ〜カード」、「クオカード1,000円分」と交換することができます。ポイントの交換は年度内ひとり1回限りです。

詳細は、村ホームページをご覧ください。健康推進課までお問い合わせください。



年金生活者支援給付金制度

問 住民課 ☎0475 (32) 2115

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受給には請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構(年金事務所)が行います。

対象となる人 ※要件をすべて満たしている必要があります。

①老齢基礎年金を受給している人

- ・ 65歳以上であること
- ・ 世帯全員の市町村民税が非課税であること
- ・ 年金収入額とその他の所得額の合計が878,900円以下であること

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

- ・ 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下であること



請求の手続き

①新たに年金生活者支援給付金を受給し始める人

受給の対象になる人には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを、9月に発送しています。

同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

②年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて年金事務所で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』 ☎0570 (05) 4092 (ナビダイヤル)



災害情報をいち早く入手!

長生村

防災行政メール

防災行政情報をメール配信しています。登録用メールアドレス宛てに空メールを送信して登録してください。

bousai.chosei-vil@raiden.ktaiwork.jp



避難情報
発令

避難所
情報

ハザード
マップ

気象情報

長生村

防災アプリ

防災アプリ
「HAZARDON (ハザードン)」
をインストールして
ご利用ください。



App Store
からダウンロード



Google Play
で検索しインストール



お知らせ 里親制度説明会を開催

里親制度を一般の人に広く知っていただくため、里親制度説明会を開催します。里親になりたい人、里親について知りたい人は、お気軽にご参加ください。

定員を設けておりますので、必ず事前予約をお願いします。

定員に達し次第、締切とさせていただきます。



<東上総児童相談所管内説明会>

と き 12月17日(日) 午後1時～午後3時 ※要予約

ところ 茂原市二宮福祉センター

問合せ 子ども家庭サポートセンターちば(オレンジの会)
☎0470(28)4288

申込み QRコードを読み込み、Googleフォームから入力してください。
(電話申し込みも可)



お知らせ 千葉県生涯大学校 外房学園祭を開催

と き 11月18日(土) 午前10時～午後4時
11月19日(日) 午前10時～午後2時30分

ところ 外房学園茂原校舎(茂原市本小轡319-1)

入 場 無料

展 示 手芸作品(パッチワーク)、立体折り紙、竹の彫刻
その他を予定

販 売 野菜、花苗 その他を予定

体 験 スポーツ吹矢、陶芸体験、
グランドゴルフ その他を予定

芸 能 民謡、民謡踊り、落語、
南京玉すだれ、ハーモニカ
その他を予定

問合せ 千葉県生涯大学校外房学園
☎0475(25)8228



お知らせ 預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

ご自身で書いた遺言書を法務局に預けることができます(申請手数料は1通につき3,900円)。

法務局に預けることで、書き換えられたりすることを防ぐことができ、また、ご希望があれば、相続開始後、法務局から相続人等に遺言書が保管されている旨の通知がなされるので、遺言書が発見されなかったというトラブルを防ぐことができます。さらに、家庭裁判所の検認が不要となります。

詳しくは、茂原の法務局へお尋ねいただくか、法務省のホームページをご覧ください。



問合せ 千葉地方法務局茂原支局
☎0475(24)2188



長生村公式 SNS 登録者募集中!

LINE

@chosei

X

@chosei_info

Facebook

@chosei_info

Instagram

@chosei_info

こころの悩みを相談してみませんか

#いのちSOS

■ NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク

専門の相談員が、必要な支援策などについて一緒に考えます。

☎0120-061-338 おもい ささえる
<https://www.lifelink.or.jp/inochisos/>



よりそいホットライン

■ (一社) 社会的包摂サポートセンター

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法をさがします。

- ・暮らしの悩みごと
- ・悩みを聞いて欲しい方
- ・DV、性暴力などの相談をしたい方
- ・外国語による相談をしたい方 など

☎0120-279-338 つなぐ ささえる
<https://www.since2011.net/yorisoi/>



24時間対応

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク

生きづらびっと

「生きづらびっと」では、SNS やチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつながりも行います。

■ LINE
@yorisoi-chat



■ Webからの相談
<https://www.lsystem.org/web>



■ チャット
<https://yorisoi-chat.jp/>



募集 JICA海外協力隊募集

独立行政法人国際協力機構(JICA)は、開発途上国で現地の人々と同じ生活しながら、ともに働き、国づくりに貢献するボランティアを募集しています。

○応募受付期間 11月1日(水)～12月11日(月)

○「JICA海外協力隊2023年秋募集説明会」

と き 11月11日(土) 午後2時～午後4時

ところ 幕張メッセ 国際会議場 1階 中会議室 102B・105

※参加費は無料、予約は不要です。

問合せ (公社)青年海外協力協会 JOCAあーす(業務委託先)

☎045(410)8923 E-mail:boshu-earth@joca.or.jp



お知らせ 住生活総合調査が行われます

12月1日、全国で住生活総合調査が行われます。

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的としています。

今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から一部を選び、全国で約10.8万世帯が対象となっています。

対象世帯には11月下旬から郵送により調査票が配布されますので、オンラインまたは郵送による回答へのご協力をお願いします。

問合せ 令和5年住生活総合調査事務局

☎0120(169)037 (専用フリーダイヤル)

設置期間：11月21日(火)～12月28日(木)まで

受付時間：火曜日～土曜日 午前10時～午後6時



お知らせ 千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県最低賃金は、令和5年10月1日から時間額1,026円に改正されました。

最低賃金の詳しい内容については千葉労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

問合せ 千葉労働局労働基準部賃金室 ☎043(221)2328

千葉労働局HP <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>



バナー広告募集

長生村公式ホームページの有料バナー広告を募集します

1枠1ヵ月
5,000円

長生村役場 総務課
☎0475(32)2111
詳しくはホームページへ▶▶▶

長生村 バナー

募集

LONG AND LIVE
なかく いそいそと 笑顔あふれる村

共助の要 自治会へ加入しましょう！

近年、全国的に災害が増え、地域で支え合うことの大切さが見直されています。

～ 災害時に心強い ～



いざというとき、個人や家庭、できることには限りがあります。地域でまとまり、支え合い、助け合うことで、もっと大きな安全・安心に繋がります。

～ 地域の人と交流できる ～



地域のイベントなどを通して、その地域の人と交流する機会が増えます。また、回覧板がまわってくるので、地域の情報を得られる機会も増えます。

～ 住みやすい村に ～



誰もが明るく健やかな生活を営むためには、行政や個人の力だけでなく、地域の力が必要不可欠です。自治会に加入してあなたの能力を発揮してみませんか。

▼自治会への加入は、お住まいの地域の自治会長にお申し込みください。

自治会長が分からない場合は、総務課☎0475(32)2111までお問い合わせください。



声かけあって笑顔であいさつ地域の和！

長生村は地域の結びつきを深める重要な組織である自治会への加入を推進しています。

2023.11 広報ちようせい 16

お知らせ 秋の全国火災予防運動

11月9日(木)から11月15日(水)まで秋の火災予防運動が全国一斉に実施されます。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント
- 4つの習慣・6つの対策 -

【4つの習慣】

- ・寝たばこは絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

【6つの対策】

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問等により、地域ぐるみの防火対策を行う。

統一標語

「火を消して
不安を消して つなぐ未来」



問合せ 長生郡市消防本部
☎0475(26)0119

お知らせ 動物による危害防止強化月間

11月は「動物による危害防止強化月間」です。
次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。



- 人が犬にかまれる事故が、令和4年度は県内で177件発生しました。
- ・飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。
- ・犬を飼う場合には、事故を起こさないようしつけ、飼い方をすることが重要です。また、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。
- ・公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。
- 狂犬病は人にもうつり、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。家族や愛犬を守るため年1回の狂犬病予防接種を行いましょう。
- 犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。
- 猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができます。
- 動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣します。

問合せ 長生健康福祉センター(保健所) ☎0475(22)5167
千葉県動物愛護センター ☎0476(93)5711



お知らせ 『標準営業約款制度〈Sマーク〉』をご存じですか

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」では、店頭にSマークを掲げています。

登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。



問合せ (公財)千葉県生活衛生営業指導センター ☎043(307)8272

各種相談

相談内容	と き	相談時間	ところ	連絡先
育児相談	11月 6日(月) 11月27日(月)	午前 9時～正午 午後 1時～午後 3時	一松こども園	☎0475(32)1106
人権相談	11月13日(月)	午前10時～午後 3時 (要予約)※1	総合福祉センター	☎0475(32)2112
行政相談	11月13日(月)	午前10時～午後 3時 (要予約)※1	総合福祉センター	☎0475(32)2111
住民法律相談	11月20日(月)	午後 1時～午後 4時 (要予約)※2	総合福祉センター	☎0475(32)2111
消費生活相談	月～金(祝日を除く)	午前 9時～午後 5時	相談員による電話相談	☎090(4436)8884
心配ごと相談	随時(要事前予約)		総合福祉センター	☎0475(32)3391

※1. 人権相談、行政相談、心配ごと相談は、当日の予約はできません。

※2. 住民法律相談の予約は、開催日と同じ月の最初の開庁日午前8時30分から役場総務課 ☎0475(32)2111で受け付けます。